

の人口は1,501,930人、世帯数は715,185世帯で、人口密度は10,405人/km²である。人口・世帯構成は、市外からの転入等が続き増加しており、今後しばらくこの傾向が続く想定である。

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。平成27(2015)年4月1日現在、土地利用のうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha(市の総面積の88.2%)、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha(市の総面積の11.8%)である。市内の事業所数、従業者数についての平成26(2014)年度の調査結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。平成27年国勢調査での就業人口は674,800人で、第1次産業就業者は3,000人(0.5%)、第2次産業118,800人(18.1%)、第3次産業は534,500人(81.4%)となっている。5年前の平成22年国勢調査の結果と比較すると、就業人口が5.7%増加しているが、第1次産業では22.7%、第3次産業では13.7%と大きく増加しているのに対して、第2次産業では6.3%減少している。

川崎市内には多くの鉄道路線があり、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路線、55駅が運行されている。

また道路交通網では、東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路(アクアライン)・首都高速道路(神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等)の高速道路や、一般国道1号(第二京浜)・15号(第一京浜)・132号・246号・357号・409号(府中街道)等の道路網が整備されている。また、古代に遡ると考えられる神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線(中原街道)をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号(世田谷町田線)等、交通の要衝として多くの道路が存在している。

その他、川崎市には、平成29(2017)年7月1日現在、生涯学習施設として、市立市民館(分館含む)13館、市立図書館(分館・閲覧所含む)13館、県立図書館1館、市立博物館・博物館類似施設5館が所在している。また、川崎市内には、橘樹官衙遺跡群を含め国指定16件(建造物7、絵画1、彫刻1、工芸2、古文書1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1)、県指定27件(建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2)、市指定112件(建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書10、考古資料16、史跡1、無形民俗文化財2、民俗資料8、天然記念物1)の合計155件の指定文化財とともに、国登録文化財4件(登録有形文化財3、登録記念物1)、県選択無形民俗文化財1件が存在する。

(イ) 橘樹官衙遺跡群に関わる法的規制

橘樹官衙遺跡群内に関わる法的規制等には、次があげられる。

a 文化財保護法(昭和25(1950)年5月30日法律第214号)

橘樹官衙遺跡群は、平成27(2015)年3月10日に文部科学省告示第38号により国史跡に指定された。史跡指定範囲内は、文化財保護法によって現状を変更する行為等が規制されている(第125条)。また、史跡指定範囲周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地(高津区No.95・138・148、宮前区No.5)となっており、開発行為に伴う土木工事等

により土地の掘削を行う際、工事着手前の通知及び届出が義務づけられるとともに、埋蔵文化財の取扱い等について、川崎市教育委員会と協議を行い、必要があれば保存のための措置を講じなければならない。

b 都市計画法（昭和43（1968）年6月15日法律第100号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定地は、全域都市計画法による市街化区域であり、用途地域としては第一種低層住居専用地域に指定されている。

c 農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

農地又は採草放牧地（第2条第1項）について、所有権を移転する場合または農地以外の用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（4haを超える場合には農林水産大臣の許可）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には一部農地が所在する。

d 生産緑地法（昭和49（1974）年6月1日法律第68号）

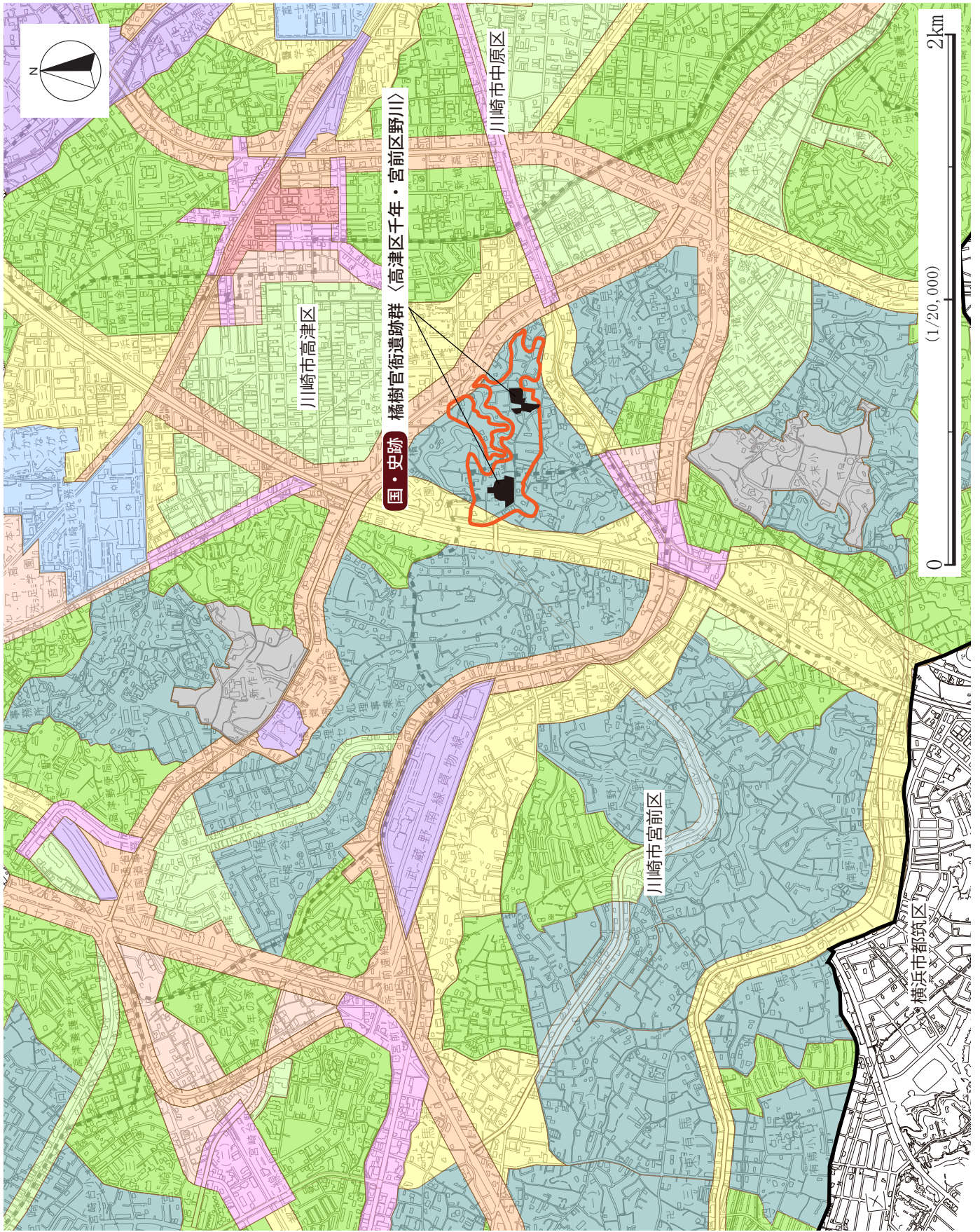
良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立てまたは干拓を行う場合には市町村長の許可が必要とされている（第8条）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には、生産緑地地区が所在する。

e 都市緑地法（昭和48（1973）年9月1日法律第72号）

橘樹官衙遺跡群の近接範囲には「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が所在している。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度であり、○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの、○風致又は景観が優れているもの、または動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもので、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの、等を対象として、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。特別緑地保全地区に指定された場合、優遇税制等が適用されるとともに、土地所有者は建築行為等の申請が不許可となった時に、市に土地の買入れを申し出ることができる（第17条）。また、譲渡所得には2,000万円控除が適用される等、さまざまな優遇措置が受けられるが、原則として、緑地として永続的に保全することになる。

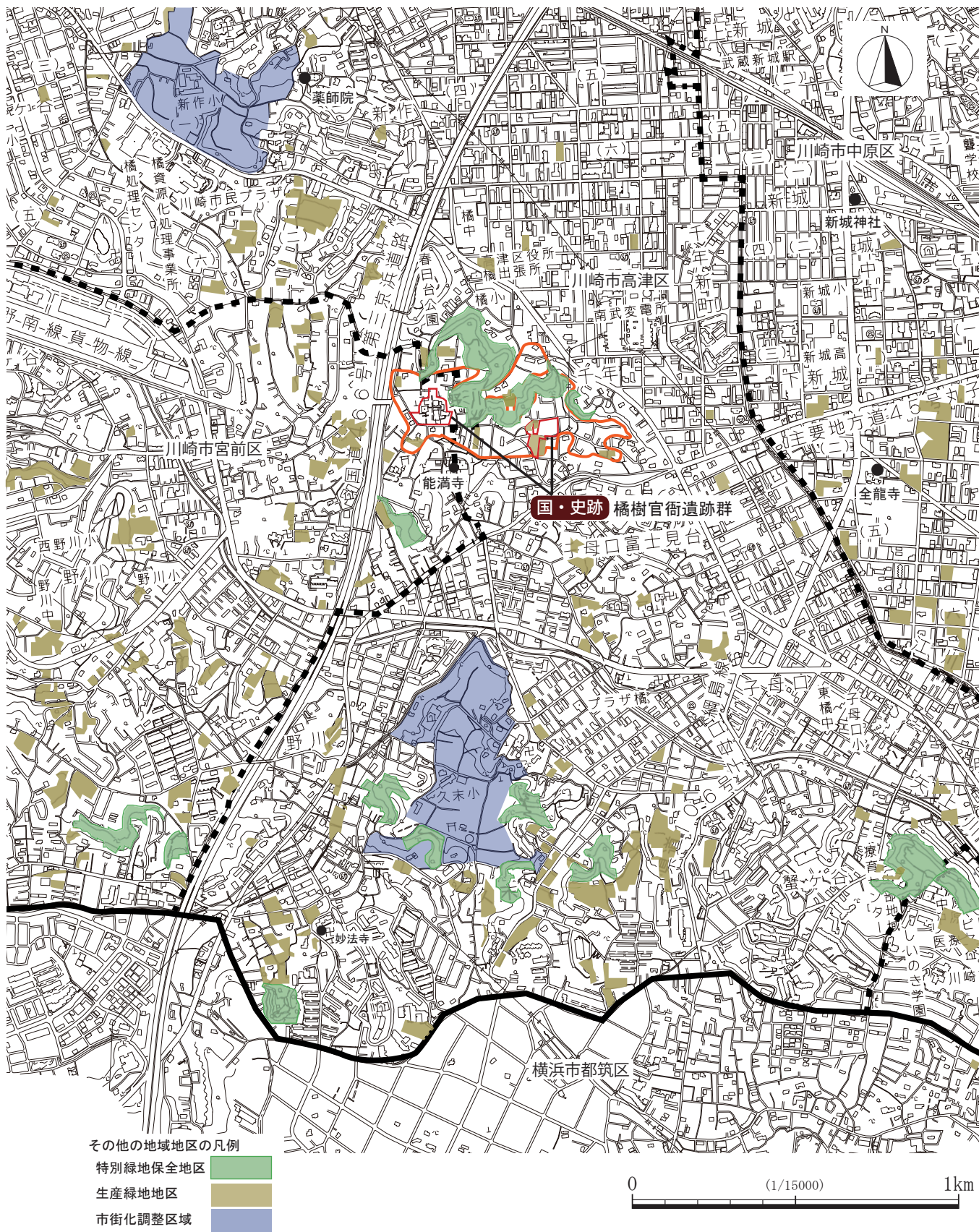
f 電気事業法（昭和39（1964）年7月1日法律第170号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定範囲隣接地には、東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が所在している。送電鉄塔は事業用電気工作物に該当するため、安全に係る技術基準や保

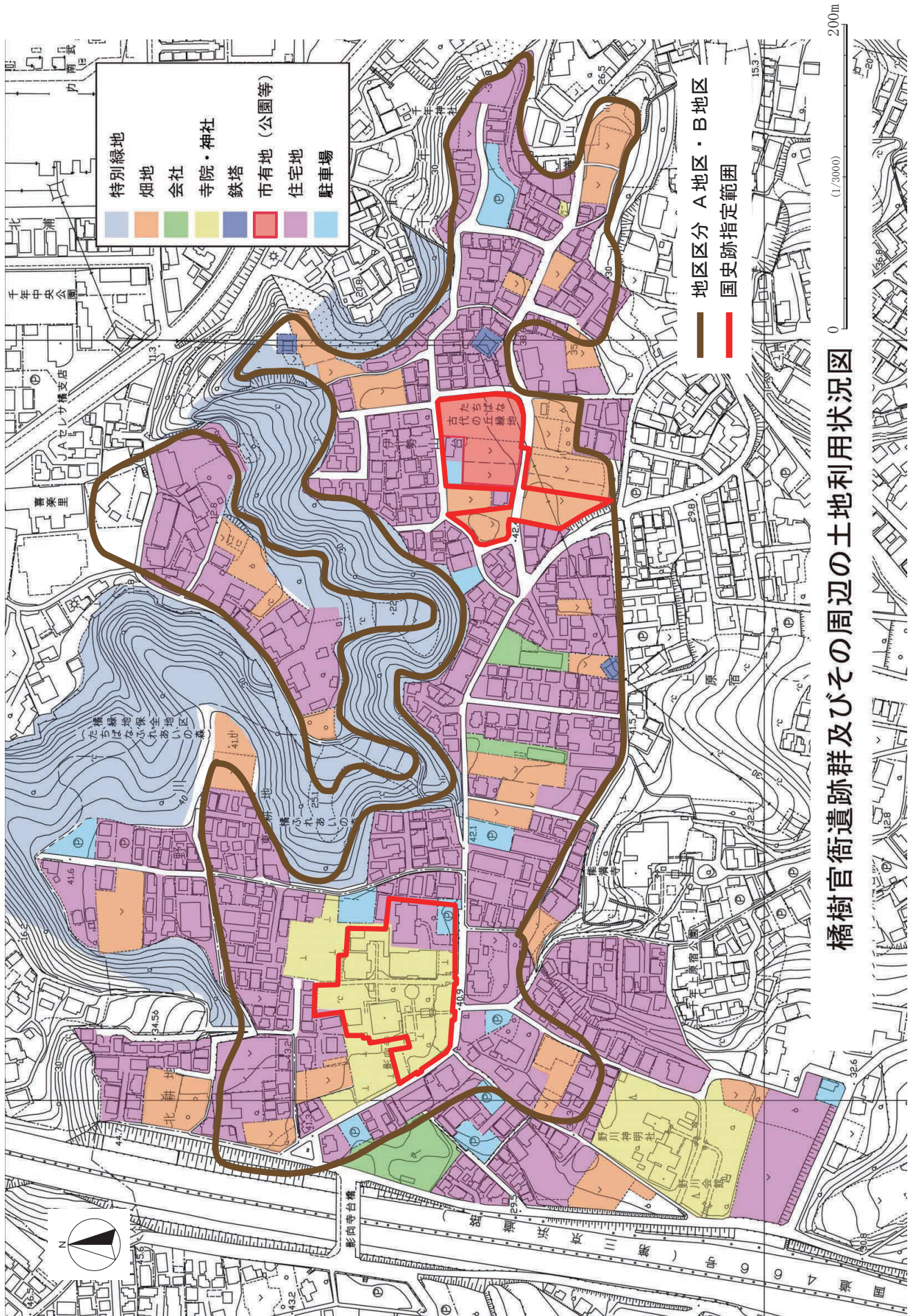


第9図 用途地域図

用途地域等の凡例	
	市街化区域・市街化調整区域
	市街化調整区域
	用途地域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	第一種工業地域
	第二種工業地域
	工業専用地域



第 10 図 緑地地区図



第 11 図 橋樹官衙遺跡群及びその周辺の土地利用状況図

安規定が定められている。このため、送電鉄塔周辺において、発掘調査等の事業を実施する際は、送電線からの安全距離等に厳しい制限があるため、十分留意することが必要となる。

g 川崎市屋外広告物条例（平成14（2002）年12月26日条例第109号）

川崎市屋外広告物条例では、文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等により史跡等に指定された地域は、原則屋外広告物を出せない地域とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物または掲出物件等、適用除外となるものもある（第7条）。

（4）指定地の状況

ア 土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は28.3%（国有地4.6%、市有地23.7%）であり、その他宗教法人が49.8%、個人所有地が21.9%である。

イ 土地の利用状況

土地の利用状況は、耕作地が10.2%、寺院（影向寺）が49.8%、都市緑地（たちばな古代の丘緑地）が13.6%、事業用地（橘樹官衙遺跡群保存活用事業用地）が10.7%、宅地が10.6%、道路が4%、その他（駐車場）が1.1%である。

ウ 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号